

東京地裁昭和五七年（行ウ）第一六八号、第一七〇号、六〇・五・二七判決  
判 決

昭和五七年（行ウ）第一六八号事件原告

昭和五七年（行ウ）第一七〇号事件参加人 株式会社明輝製作所

昭和五七年（行ウ）第一六八号事件参加人

昭和五七年（行ウ）第一七〇号事件原告 総評全国一般労働組合神奈川  
地方本部

右両事件被告 中央労働委員会

（主文）

- 1 昭和五七年（行ウ）第一六八号事件原告株式会社明輝製作所の請求及び同年（行ウ）第一七〇号事件原告総評全国一般労働組合神奈川地方本部の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、昭和五七年（行ウ）第一六八号事件に関し生じたものは同事件の原告株式会社明輝製作所の負担とし、同年（行ウ）第一七〇号事件に関し生じたものは同事件の原告総評全国一般労働組合神奈川地方本部の負担とする。

（事実）（以下においては、昭和五七年（行ウ）第一六八号事件原告であり、同年（行ウ）第一七〇号事件参加人である株式会社明輝製作所を、単に「会社」といい、昭和五七年（行ウ）第一六八号事件参加人であり、同年（行ウ）第一七〇号事件原告である総評全国一般労働組合神奈川地方本部を、単に「組合」といい、右両事件の被告である中央労働委員会を、単に「被告」という。）

第一 当事者の求める裁判

（A）昭和五七年（行ウ）第一六八号事件について

一 原告会社

- 1 被告が中労委昭和五五年（不再）第五六号事件について昭和五七年九月一日付けでした命令を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

二 被告

- 1 原告会社の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告会社の負担とする。  
との判決を求める。

（B）昭和五七年（行ウ）第一七〇号事件について

一 原告組合

- 1 被告が中労委昭和五五年（不再）第五六号事件について昭和五七年九月一日付けでした命令中、元組合員X 1、同X 2、同X 3、同X 4及び同X 5に関する残業及び休日出勤の取扱いの差別についての賃金相当額の支払を求める救済申立てを棄却した部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

二 被告及び参加人会社

- 1 原告の請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第二 当事者の主張

### (A) 昭和五七年（行ウ）第一六八号事件

#### 一 請求の原因

1 組合は昭和五二年一〇月一八日神奈川県地方労働委員会（以下「地労委」という。）に対し、会社を被申立人として仕事差別等に関する不当労働行為救済の申立てをしたところ（神労委昭和五二年（不）第三三号）、地労委は、昭和五五年八月二六日付けで別紙(一)の救済命令（以下「初審命令」という。）を発した。会社は初審命令を不服として被告に対し再審査申立てをしたところ（中労委昭和五五年（不再）第五六号）、被告は、昭和五七年九月一日付けで、別紙(二)のとおり会社の再審査申立てを一部棄却する旨の再審査命令（以下「本件命令」という。）を発し、この命令は同年一〇月二日会社に交付された。

2 しかし、本件命令には、次のような事実誤認、判断の誤りがある。

(一) 本件命令は、組合の組合員を雑作業等に従事させたことをもって他の従業員と仕事上の差別をしたものとして不当労働行為になる、としている。しかし、会社は、組合員だけに雑作業を行わせたものではなく、他の従業員にも行わせており、組合員を差別したものではない。すなわら、

(1) 会社は、昭和五二年四月ころから受注が減少し仕事量が極端に少なくなった。

そこで、会社は、倉庫の整理、屋根や門柱のペンキ塗り等の職場環境を改善するための雑作業を行うこととし、その担当者の選定は、仕事量の減少した職務を担当するグループの中から、技術が低く仕事のなくなった者に雑作業を担当させることとしたものであり、組合員だけを差別してその作業をさせたものではない。たとえば、当時組合員であったX6（デジタルスケール小型フライス担当）、X7（ラジアボール盤担当）、X3（小型フライス担当）らは、その担当部署に仕事が残っていたため、雑作業は担当していない。逆に、組合員以外の者でも、大和工場において、Y1、Y2、Y3、Y4が工場屋根のペンキ塗りを行い、Y5、Y6が門、ポールのペンキ塗りを行い、横浜工場において、Y7、Y8、Y9、Y10がペンキ塗りを行い、Y11、Y12、Y13、Y14、Y15らが工場床の泥油はがし、壁のよごれ落としを相当日数を費やして行っている。

(2) 会社は、本件命令が問題としている昭和五二年四月からの作業以外にも何回も全従業員の一致協力によって、このような環境整備のための雑作業を実施してきている。本件作業の前後に実施された雑作業は次のとおりである。

昭和四八年一〇月	工場内白線引き
同 年十一月二八日	テーブル、ロッカー移動
同 年一月	チェンブロックオイル交換
同 四九年 一月	ボイラーフィルター交換
同 年 二月	仕上台板張
同 年 三月	アンカーボルト穴はつり

同	年 五月	機械移動
同	年 七月	整理棚製作
同	年一〇月	アンカーボルト穴はつり
同	年一二月	オイル廃油整理
同	五一年一〇月	旧工場倉庫整理、三階床みがき
同	年一二月	オイル廃油整理
同	五二年 二月	ボイラーフィルター洗い
同	五三年 七月	エアーコンプレッサーの移動
同	年一一月	定盤の台作り
同	年一二月	横中ぐり盤（機械）のみがき
同	五四年 一月	横中ぐり盤アンカーボルトの切断とコンクリートのハツリ
同	年 三月	門ペンキ塗り、成形品の整理
同	年 四月	材料の整理、工場屋根のペンキ塗り
同	年 五月	更衣室の掃除、ゴミ焼き、ゴミ捨て、冷房フィルターの掃除、蛍光灯の取替え（二〇〇本）、事務所、寮の雨どい修理
同	年 六月	雨漏りの修理、仕上台、ミガキ小屋の移動

(二) X 8の仕事内容について

(1) 倉庫整理

本件倉庫には金型材料、モデル、機械等が納められていたが、昭和五一年一二月ころには整理不足のため乱雑となり、モデル等が崩れ落ちる危険があり、整理の必要があった。昭和五二年四月当時X 8はY16グループ長の下で金型仕上げの仕事を担当していたところ、当時大和工場では金型仕上げの担当する仕事は全体的に減少しており、Y16グループの全員が稼働するだけの仕事量がなかった。そこで、同グループの中の一番の若手であり、技術的にも最も劣るX 8を倉庫整理にあてた。

(2) 屋根のペンキ塗り

大和工場は当事工場屋根のペンキがはがれ、塗替えの必要が生じていたので、右(1)と同様の理由でX 8にペンキ塗りを命じた。この時期にはX 8の外にも、Y 6、Y 5、Y 2、Y 1、Y 4らもペンキ塗りを行っている。

(3) 仕事取上げ

会社は、昭和五二年六月一五日から七月二〇日までの間、X 8の本来の仕事である鏡面みがきを行わせたけれども、納期に二度までも遅れ、またその結果も不十分であった。そこで、会社は、X 8の技術を向上させるため熟練者のみがき作業を見学させ、自ら技術習得をはかる機会を与えたものであって、仕事を取上げたものではない。

(三) X 1の仕事内容について

X 1は当時Y17グループ長の下で金型仕上げの仕事を担当しており、そのグループでは技術の低い若手であった。そこで、X 1についてもX 8と同様の理由で倉

庫整理等を行わせたものである。グリース落しは金型仕上げ本来の仕事である。機械のサビ取りは機械売却の必要が生じたために行ったものであり、その後殿塚精機に売却された。

(四) X 4 の仕事内容について

X 4 は Y 16 グループ長の下で金型仕上げの仕事を担務しており、グループの中では一番の若手であった。そこで、X 8 と同様の理由により倉庫整理をさせた。X 4 は弱視であるところ、本人の強い希望で昭和五一年七月から金型仕上げに配属したが、細かい傷を見付けてみかくという仕上げの仕事は不向きであることが判明したので、約一年後から工具の在庫管理等の作業に当たるよう指示したもので、工具の在庫調べ等の作業は本来の作業である。

(五) X 9 の仕事内容について

X 9 は Y 5 グループ長の下で金型仕上げを担当しておりグループの中では一番若手であったので、雑作業を命じたものである。

(六) X 2 の仕事内容について

(1) 屋根のペンキ塗り

横浜工場は、昭和四五、六年から二、三年おきに屋根のペンキ塗りを手の空いた従業員が交代で行っている。昭和五二年は五月二四日から六月二一日までの間に実日数七日間行っているが、X 2 に行わせたのは一日のみで、他に Y 7、Y 8、Y 9、Y 10 にも行わせており、Y 7、Y 8 は各々延べ四日間行っている。

(2) 型ばらしについて

型ばらしの仕事は、通常仕上げ担当の者が行うが、手が空いている者が応援することはしばしばある。X 2 が担当していた大型倣いフライスの仕事は、当時 X 2 と Y 18 が担当していたが、Y 18 は経験年数も長く、技術的にも X 2 より上であったので、Y 18 に本来の仕事を行わせ、手の空いた X 2 を型ばらしの作業につかせたにすぎない。

(七) X 5 の仕事内容について

X 5 は小型フライス盤の仕事を担当していたが、受注量が減少しフライスの仕事が暇となったため、同じようなフライスの仕事をしていた Y 11、Y 12、Y 13、Y 14、Y 10 らを床清掃の仕事につかせ、X 5 を草取りの仕事につかせたにすぎない。従来も草取りは環境整備の一環として手の空いた者が行ってきた。

(八) 残業及び休日出勤の差別について

- (1) 組合は、残業拒否の闘争宣言をし、これに従って残業を拒否したものである。
- (2) 会社が、昭和五二年四月四日以降組合員に対して残業をさせないという決定をし、通知をしたことはない。当時会社の業務量は極端に減少し、残業がないときなのである。
- (3) X 8 は、昭和五二年一月以降残業を申し出たことはない。
- (4) 組合は会社に対し残業をするという通知もしていないし、それに関する団交申入れも行っていないのであるから、賃金相当額の支払を求めるのは不当である。

3 よって、会社は本件命令の取消しを求める。

二 被告の答弁

請求原因第一項の事実は認める。同第二項の事実は否認する。本件命令は、労働組合法二五条、二七条、労働委員会規則五五条に基づき適法に発せられた行政処分であつて、処分の理由は命令書に記載のとおりである。

### 三 組合の主張

#### 1 組合に対する差別攻撃の背景と経過

組合が昭和五一年一月二〇日に公然化した時から、会社の組合つぶしが始まった。まず、会社は組合の団体交渉の申入れを拒否した。会社は、組合の横浜分会及び大和分会に数々の支配介入と団結破壊の攻撃を行い、そのため組合員の数は、公然化後数か月で激減した。更に会社は、昭和五二年二月に、一部職制を使って、組合に対抗した反共意識と労使協調路線に満ちた明輝製作所労働組合なる第二組合を結成させ、分会員に対しては、見せしめ的な仕事差別を行った。

#### 2 組合員に対する仕事差別について

会社は、この時期は仕事は忙しくなかったとか、他の従業員もペンキ塗り等の雑作業を行ったと主張している。しかし、当時、会社の仕事は暇ではなく、X 8 分会員の所属グループは全員日曜日でも出勤するほどで、他のクループの応援も受けていた。また、X 1 分会員は目の前の仕事を取り上げられて雑作業に従事させられた。更に、他の従業員がペンキ塗り等の雑作業に従事したことはあっても分会員のように長期間屈辱的な仕事に従事させられた者はいない。

#### 3 残業及び休日出勤の差別について

会社は、組合は、昭和五一年一二月一三日付け闘争宣言で時間外拒否闘争を宣言したことにより分会員らは自ら残業を抱否していると、主張している。しかし、組合の右の闘争宣言は、会社の団体交渉拒否に対する抗議として、将来の闘争方針を掲げたものにすぎず、ここに記載された闘争方法をすべてその時から実行するものではない。また、右の闘争宣言以後も分会員の大多数は残業を拒否していない。ただ、X 8 分会員の中心的メンバーについては、会社の組合に対する攻撃についての組織防衛対策と団体交渉拒否について地労委への救済申立ての準備のため、残業時間が少なくなったにすぎない。

また、会社は、組合から残業、休日出勤拒否に対して抗議がなかったと主張している。しかし、会社が分会員に対して、残業、休日出勤の拒否通知をしたのは昭和五二年四月であるところ、分会は同月八日付けの機関紙「だるま」で抗議のビラ撒きをし、かつ、同年六月二八日組合結成後はじめて開かれた団体交渉の席でも組合は会社に対し残業要請をしたが、会社は「残業は業務命令でやってもらう。」と回答した。

### (B) 昭和五七年（行ウ）第一七〇号事件

#### 一 請求の原因

1 組合は昭和五二年一〇月一八日地労委に対し会社を被申立人として仕事差別等に関する不当労働行為救済の申立てをしたところ（神労委昭五二年（不）第三三号）、地労委は、昭和五九年八月二六日付けで別紙(一)の初審命令を発した。会社は初審命令を不服として被告に対し再審査申立てをしたところ（中労委昭和五五年（不再）第五六号）、被告は、昭和五七年九月一日付けで、別紙(二)のとおり本件命令を発し、

この命令は同年一〇月二一日組合に交付された。

- 2 本件命令には、次のように組合を脱退した者についての組合の救済の利益を否定した点において違法がある。

被告は、本件命令において、初審結審時に既に組合を脱退しているX 1、X 2、X 3、X 4及びX 5に関する残業及び休日出勤の取扱いの差別についての賃金相当額の支払を求める救済申立てにつき、「同人らは組合による救済を求める意思を明らかにしていないのであり、他に格別の事情も認められない本件においては、組合は同人らの不利益是正に関する被救済利益を失ったものと解するのを相当と考える。」として、これを棄却した。しかし、この判断は不当である。

- (一) 組合員が組合員資格を喪失したからといって、組合はそれらの者の不当労働行為による不利益是正に関する被救済利益を当然に失うものではない。本件命令は、脱退組合員に組合による救済を求める意思を明示することを要求している点で、不当である。逆に脱退組合員から請求を放棄する旨の明確な意思表示のないかぎり、同人らは引き続き組合による救済を求める意思を維持しているものとするのが相当であり、現に右X 1ほか四名は現在も組合による不利益の救済を求めているのである。

仮に、脱退組合員に対し組合による救済を求める意思を明示することを要求するとしても、労働委員会としてはその意思の確認を行ったうえで命令を発すべきであり、これを行わないで救済申立てを棄却すること自体が不意打ちであり、違法、不当である。

- (二) 不当労働行為の救済申立ての後に組合員資格を喪失した者の不利益を救済することが、申立組合の侵害された団結権の回復に不可欠である。すなわち、脱退組合員について組合による救済を否定することは、使用者にいわば不当労働行為のやり得を許すこととなるのであり、団結の維持強化のためには、組合員が組合の方針に従って行動をしたことの故に使用者から不当労働行為を受けた場合には、組合により不当労働行為による不利益の是正、回復の救済措置がとられることが不可欠である。これを労働委員会への救済申立てについていえば、労働組合がその救済を申し立てた後に組合員資格を喪失した者についても、その者の不利益をも除去し救済を図ることによって、他の組合員や新たに組合員になろうとする者らの労働組合に対する信頼、支持、参加を一層強固にし、団結を強化することとなるのである。

- (三) 不利益取扱いを受けた組合員は、労働組合による救済申立て後組合員資格を失ったからといって、自己の被った不利益の回復を求める意思を失っていないのが常である。本件命令のような解釈は、労働委員会制度の目的に照らして不当である。

- 3 よって、本件命令中、元組合員X 1、同X 2、同X 3、同X 4及び同X 5に関する残業及び休日出勤の取扱いの差別についての賃金相当額の支払を求める救済申立てを棄却した部分の取消しを求める。

二 請求原因に対する被告及び参加人会社の答弁

請求原因第一項の事実は認めるが、同第二項は争う。

三 被告の主張

不利益取扱いを受けた労働組合員が労働組合を脱退した場合であっても、労働組合が組合員に関し不利益是正を求める利益が当然に消滅するといえないことは組合の主張するとおりである。しかし、一般に労働組合の統制からはずれた脱退者は、脱退した労働組合に申立てを維持することを引き続き授権しているとは必ずしも認め難く、もし授権しているとするならば、労働組合がその脱退者に関して授権により被救済利益のあることを示す諸事情を明らかにすべきである。また、脱退者に関し個別的な不利益救済がされないことには、労使関係正常化の措置としての救済が適切に行われず、団結権侵害からの回復があり得ないとする事情についても労働組合において明らかにすべきである。

更に、労働組合による救済を求める意思が明確でない脱退者につき労働委員会がその意思を確認すべきであるとの組合の主張は、不当労働行為制度における労働委員会の役割に対する理解が不十分なことによるものである。すなわち、労働委員会が不当労働行為制度において目的とするのは、不当労働行為に対しいわゆる原状回復を図ることにより、将来の労使関係の正常化をめざすものであるところ、労働委員会が請求を放棄する意思や組合による救済を求める意思を確認、調査することは、労使関係正常化の新たな阻害原因となるおそれがあるからである。

本件においては、X 1ら五名は組合を脱退し、組合の統制を離れたが、それでも同人らの不利益是正が組合の団結権強化に寄与できる格別の事情があることについては被告における審査の全過程を通じて認められなかった。そこで、同人らの不利益是正に関する組合の被救済利益は消滅したものと解さざるを得なかったのである。

### 第三 証拠

証拠関係は、記録中の誓証目録及び証人等目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

(理由)

#### 一 本件命令の成立

組合が昭和五二年一〇月一八日地労委に対し、会社を被申立人として仕事差別等に関する不当労働行為救済の申立てをしたところ（神労委昭和五二年（不）第三三号）、地労委は、昭和五五年八月二六日付けで別紙(一)の初審命令を発したとこと、会社は初審命令を不服として被告に対し再審査の申立てをしたところ（中労委昭和五五年（不再）第五六号）、被告は、同和五七年九月一日付けで別紙(二)の本件命令を発し、この命令は同年一〇月二一日会社及び組合に交付されたことは、当事者間に争いが無い。

#### 二 当事者

いずれも成立に争いのない乙第一号証、第六号証、第六五号証、証人X 8の証言及び弁論の全趣旨によれば、組合は、肩書地に事務所を置く労働組合であること、組合の下部組織である湘南地域支部明輝製作所大和分会（以下「大和分会」という。）及び港北地域支部明輝製作所横浜分会（以下「横浜分会」という。）は、会社の大和工場及び横浜工場の従業員によって組織され、昭和五一年一月二〇日に公然化されたものであること、初審結審時には、分会員はX 8一名のみとなり、他はいずれも組合を脱退したこと、一方、会社は、肩書地に本社と工場を置き、大和市上和田に大和工場を、

横浜市緑区に横浜工場を有し、家庭電器製品のプラスチック金型の設計、製作を業としている株式会社で、従業員は約一九〇名であること、が認められ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

### 三 組合公然化から昭和五二年三月ころまでの労使関係

いずれも成立に争いのない乙第六二、第六三号証、第六五号証、第八八号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第一〇号証から第一五号証まで、証人Y 8（ただし、後記の信用しない部分を除く。）、同X 8の各証言及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実を認めることができ、この認定に反する証人Y 8の証言の一部は信用することができず、他にこの認定を覆すに足りる証拠はない。

- 1 横浜分会及び大和分会は、昭和五〇年ころ非公然に組織されていたが、昭和五一年一月二〇日公然化するととなり、同日、組合役員及び両分会役員が会社に公然化を通知するとともに、団体交渉の申入れをした。公然化当時、会社の横浜工場では従業員八〇名中六四名が、大和工場では従業員六〇名中五四名がそれぞれ組合の各分会員であった。
- 2 組合は、同年十一月二〇日及び三〇日の二回にわたって会社に団体交渉の申入れをしたが、会社は団体交渉に応じなかった。
- 3 会社は、分会の公然化後、管理職員において組合員に対し組合脱退の説得を行い、組合に対する誹謗、中傷を行った。  
この結果多数の組合員から脱退届が一括して送付されるなど脱退者が相次ぎ、昭和五二年四月には、大和分会の組合員は八名、横浜分会の組合員は三名に減少してしまった。
- 4 一方、大和分会及び横浜分会を脱退した者を中心として昭和五二年二月一六日に明輝製作所労働組合が結成された。
- 5 組合は、右2の会社の団体交渉拒否が不当労働行為であるとして地労委に対し救済の申立てをし、更に右3の会社の行為が労働組合の結成、運営に対する支配介入であるとして地労委に対し救済の申立てをした。

### 四 会社が分会員に対して命じた仕事の内容

いずれも成立に争いのない乙第六五号証から第七一号証まで、第七三号証から第七七号証まで、第八七、第八八号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第一〇号証から第一五号証まで、第一九号証、第二一号証、第二七、第二八号証、第四八号証、第五二号証、第五六号証、証人Y 8、同X 8の各証言を総合すれば、次の事実を認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

#### 1 X 8について

同人は、昭和四八年三月に会社に入社し、大和工場においてY16グループ長やY 5グループ長の下で金型仕上げの仕事を担当していた。組合における役職は、公然化当時は大和分会の副分会長であり、その後分会長代行となった。

##### (一) 倉庫の整理

同人は、昭和五二年四月中旬の約一〇日間、Y19係長の命により、大和工場の倉庫において、古材、古くなった機械、さびたボルト、腐った畳などの整理を一人で行った。



(二) 機械の掃除

同人は、同年五月二三日から約一週間、大和工場の倉庫において、旋盤や放電加工の古い機械の掃除をした。

(三) 屋根のペンキ塗り

同人は、同年七月二日から八月一〇日まで、雨天の日を除いて、Y1生産技術部長の命により、大和工場の屋根のペンキ塗りを行った。この作業は、Y1生産技術部長やY4部長がごく一部を手伝ったほかは、X8が一人で行った。X8は、炎天下の作業のため体調をこわし、Y20工場長にペンキ塗りをやめさせてほしいと頼んだが同工場長はこれに応じなかった。また、同人は、Y1部長に命じられて、同月末ころから同年九月初めころまで寮の非常階段のペンキ塗りを行った。

(四) 仕事の取り上げ

X8は、同年八月一九日から同年一月中旬ころまで、前記の寮の非常階段のペンキ塗りを命じられたほかは、何らの仕事も与えられず、他の従業員のする仕上げの仕事を見ているようにと命じられた。

2 X1について

同人は、昭和四六年三月会社に入社し、大和工場においてY17グループ長やY21グループ長の下で金型仕上げの仕事を担当していた。組合における役職は、大和分会の書記長であった。同人は、昭和五四年五月七日会社を退職し、そのころ組合を脱退した。

(一) 倉庫の整理

同人は、Y19係長の指示により、昭和五二年四月二日から三日間大和工場の倉庫の掃除をし、また、同年五月一日と一三日に倉庫でモデルを置くための棚作り、モデルの片付けなどをした。

(二) グリース落し

同人は、Y19係長の指示により、同年四月二七日から五月一日まで、及び同月二〇日から二三日までの間、旧型モデルのグリース落しをした。グリース落しとは、グリースを塗った金型を石油で洗い、ウエスでふいて、細かいところはエアークンプレッサーで吹き飛ばす作業であって、汚れが激しい作業である。同人は、一人で、大和工場の金型だけでなく、横浜工場の金型についてもグリース落しをした。

(三) 機械のサビ取り

同人は、Y19係長の指示により、同年五月一八日及び一九日、六月一四日及び一五日に倉庫で、使っていない機械のさび落しをした。

(四) その他の雑作業

同人は、Y19係長の指示により、同年八月二日に冷房の送風口の網のよごれ落しをし、同月四日コンプレッサーの運搬、同年九月六日クレーン点検の手伝いなどをした。

3 X4について

同人は、昭和五〇年三月会社に入社したが、弱視であるため、当初は平面硝削の仕事をしていて、翌五一年六月ころからは本人の希望もあって大和工場においてY1

7グループ長の下で金型仕上げの仕事をするととなった。組合の役職は大和分会の分会委員であった。同人は、昭和五三年四月一〇日会社を退職しその前に組合を脱退した。

(一) 倉庫の整理

同人は、Y19係長の指示により、昭和五二年七月八日から一二日まで、同月一六日から二〇日まで及び同月二五日から二九日までの間、大和工場の倉庫において、使わない古い金型材料の整理、部品を整理するための棚作り、加工用モデル型の整理などをした。

(二) 機械のサビ取り

同人は、Y19係長の指示により、同年八月及び九月の二か月間、古い機械のサビや汚れ落としなどを他の人が何回かした後に、二度、三度と繰り返し行った。

(三) その他の雑作業

同人は、同年八月末以降同年一〇月中旬ころまでの間、Y19係長の指示により、工具室の在庫調べ、古い切断機のペンキ塗り、仕上げ台のホコリ払い、コンプレッサーの移動、更衣室や会議室の掃除、門扉のサビ取りやペンキ塗りなどの雑作業にもっぱら従事した。

4 X9について

同人は、昭和四九年三月会社に入社し、大和工場においてY5グループ長の下で金型仕上げの仕事を担当していた。組合における役職は大和分会の分会委員であった。同人は、昭和五四年五月三十一日会社を退職し、そのころ組合を脱退した。

同人は、昭和五二年七月四日から八日まで及び同月一日にY19係長の指示により、大和工場の冷房タンクの脚のサビ落とし及びペンキ塗り、工場屋根のサビ落とし、掃除、ペンキ塗りをした。この仕事はY22社長付も手伝ったが、同人は時々顔を見せ一寸手伝うという程度であって、大部分はX9が一人で行った。

5 X2について

同人は、昭和四六年三月に会社に入社し、横浜工場においてY23グループ長の下で大型倣いフライス盤の仕事を担当していた。組合の役職は横浜分会の分会長であった。同人は、昭和五三年一〇月に分会を脱退した。

(一) 屋根のペンキ塗り

同人は、Y24工場長の指示により昭和五二年五月二四日横浜工場の屋根のペンキ塗りをした。

(二) 旧型型ばらし

同人は、Y23グループ長の指示により同年五月二五日から三日間旧型金型の型ばらしを行った。同人はそのころ第一腰維体変形症となり約三週間会社を休んだ。

(三) 焼入れ作業

同人は、同年六月二七日から出勤したが、Y8係長から指示されて焼入れの仕事を行うようになった。

(四) その他

同人は、昭和五三年五月ころ焼入れから雑用の担当へ変わるよう命じられ、定まった仕事がなく、工場長がその都度仕事の内容を指示することとなった。同人は、

同年一〇月分会を脱退したが、その後本来のフライス盤の仕事をするようになった。

#### 6 X5について

同人は、横浜工場においてY25グループ長の下で小型倣いフライス盤の仕事を担当しており、組合の役職は、横浜分会の分会員であったが、昭和五二年六月二一日会社を退職し、そのころ組合を脱退した。

同人は、同年五月二三日から同年六月三日までの間、Y24工場長の指示により一人で横浜工場のグラウンドの草取りを命じられた。

#### 五 残業及び休日出勤について

いずれも成立に争いのない乙第六五号証から第七一号証まで、第七三号証から第七七号証まで、第八七、第八八号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認めることができる乙第一六号証、第一八号証、第二七号証、第三六号証、第五三号証から第五五号証まで、証人Y8、同X8の各証言（ただし、後記の信用しない部分を除く。）を総合すれば、次の事実を認めることができ、この認定に反する乙第七一号証、第七三号証から第七七号証まで及び第八七号証中の供述記載の各一部、証人Y8の証言の一部並びに乙第八四、第八五号証は信用することができず、他にこの認定を覆すに足る証拠はない。

従来、会社における残業及び休日出勤（以下「残業等」という。）の取扱いは、原則としては、グループ長が仕事の進みぐあいを見て、グループ員に残業等の依頼をすることとし、場合によってはグループ員の方から自発的に残業等をするを申し出て、それをグループ長が承認することもあった。組合が公然化する直前の昭和五一年一月から一二月までの間の月間の残業等の時間は、月によって異なるが、おおむね二〇時間から四〇時間程度であった。ところが、昭和五二年四月四日、大和工場において所属の各グループ長を通じて分会員に対して残業等をさせない旨の通告があった。これについて、X8分会長代行及びX1書記長がY20工場長に説明を求めると、同工場長は「今まで残業を頼んだ時にやってくれなかったのだから、今後は分会員には残業を頼まない」との趣旨の回答をした。横浜工場においては、同年四月一三日にX2が残業届を出したところ、残業を拒否された。その後、Y23グループ長がX2らに「分会員は残業しないでいいと工場長からいらわれている。」との発言をした。

その後組合においては、ビラ等で、残業をさせないことは分会に対する差別であると抗議をしたけれども、クレーン作業講習会へ出席のために残業が命じられたのを除いては、大和工場及び横浜工場において、分会員に残業等を拒否され続けてきた。

これに対し、分会員以外の従業員に対しては残業等が命じられてきた。

#### 六 会社が分会員に雑作業を命じたことと不当労働行為の成立について

分会員が昭和五二年四月以降雑作業を命じられ、あるいは本来の仕事をするを命じられなかったことは、前記四において認定したとおりである。

これについて、会社は、当時受注が減少し、仕事量が少なくなったので、倉庫の整理、屋根や門柱のペンキ塗り等の職場環境を改善するために雑作業を行うこととしたもので、特に分会員のみ雑作業を行わせたものではない、と主張する。そして、成立に争いのない乙第六五号証、第七三号証から第七七号証まで、証人Y8、同X8の各証

言を総合すれば、会社の受注は昭和五二年四月ころ急激に減少したこと、会社はそのために手の空いた従業員に倉庫の整理等の雑作業を行わせて、職場の環境整備を行ったこと、分会員以外の従業員の中にもこれらの雑作業に従事した者がいること、会社が従業員にこのような雑作業を命じたのは昭和五二年が初めてではなく、それ以前にもそれ以後にも例があることが認められる。

しかし、一方、成立に争いのない乙第六五号証から第七一号証まで、第七三号証から第七七号証まで、証人Y 8、同X 8の各証言を総合すれば、分会員以外の従業員で、分会員のように長期間にわたり雑作業を命じられた者はいないこと、分会員の命じられた雑作業の中には例えば倉庫整理や屋根のペンキ塗りのように数人共同して作業をした方が能率的であり、相当でもある作業があるが、これらの作業も一人で行うように命じられていること、分会員X 1の命じられた旧型モデルのグリース落しは、X 1の所属する大和工場のもの外、横浜工場のものも含まれていたこと、分会員X 1やX 4にサビ落しを命じた機械は、他へ売却するからということで整備を命じたものであるにもかかわらず、その後も依然として倉庫に放置されたままであること（これを他へ売却したとする乙第七〇号証のY 1の供述記載及び乙第七四号証のY 2の供述記載は信用できない。）、分会員X 8に命じた工場の屋根のペンキ塗りは屋根の約半分の部分のペンキ塗りが行われた時点で中止され、残りの半分はペンキが塗られない状態のまま放置されたこと、分会員X 8に対し昭和五二年八月一九日から同年一月中旬ころまで何らの仕事も与えず、他の従業員のする仕上げの仕事を見ているように命じたまま何ら具体的な仕事の指導をしなかったこと、の各事実が認められ、この認定に反する証拠はない。

以上認定のような会社が分会員に対して命じた雑作業の内容、期間、態様、必要性や他の従業員が命じられた雑作業との比較等の事情及び組合公然化から昭和五二年三月までの労使関係の状況を考慮すると、会社が分会員に前記のような雑作業を命じあるいは本来の仕事をするを命じなかったことは、明らかに他の従業員に対する取扱いとは差異があり、組合の存在を嫌悪した会社が組合員に対して行った不利益取扱いであり、またそれによって組合の弱体化をはかった支配介入行為であると認めるのが相当である。

#### 七 残業等を命じなかったことと不当労働行為の成立について

会社が昭和五二年四月以降、クレーン作業講習会への出席のための残業を除き分会員に対して分会員が残業及び休日出勤をする旨申し出てもこれを認めず、分会員以外の従業員に対しては残業及び休日出勤を命じていることは前記認定のとおりである。

これについて、会社は、組合が残業拒否の闘争宣言をし組合員はこれに従って残業を拒否しているのであって、会社の方から残業の申出を拒否したことはないと主張しているけれども、成立に争いのない乙第六二、第六三号証によっても、組合が残業拒否の方針を現実に実行に移したことを認めるに足りず、他に組合員が残業を拒否したことを認めるに足りる証拠はない。かえって、弁論の全趣旨により成立の認められる乙第一六号証によれば、組合は昭和五二年四月八日付けの機関紙「だるま」において、会社が組合員に残業をさせないことに対して抗議をしていることが認められるのであって、会社の主張は採用できない。

そうすると、会社は何ら合理的な理由がないのに、組合員に対してだけは残業及び休日出勤を命じていないこととなる、このことは、組合の弱体化を意図した不利益取扱いであり組合の運営に対する支配介入行為であるといわざるをえない。

八 以上のとおり、組合員に対する仕事の差別並びに残業及び休日出勤拒否を不当労働行為とした被告の判断に誤りはない。そして、右の不当労働行為に対して、組合員に対する仕事上の差別並びに残業及び休日出勤拒否を禁止し、組合員X8に対し残業及び休日出勤によって得たであろう賃金相当額に年五分の額を加算して支払うべきことを命じ（なお、「残業及び休日出勤によって得たであろう賃金相当額」とは、本件についての地労委及び中労委における審理の経過によれば、組合員以外の現業労働者の残業時間及び休日出勤時間の平均数だけ残業及び休日出勤をしたものとして算出された賃金相当額を意味するものと解される。）更に会社に対して誓約書の掲示を命じた本件命令に違法はない。

よって、本件命令の取消しを求める会社の請求は理由がない。

九 労働組合脱退者の不利益是正に関する労働組合の被救済利益について

本件救済の申立てにおいて、組合は、組合員について残業及び休日出勤の取扱いに関し差別を是正されるまでの間、各組合員が残業及び休日出勤をしたものとして、これにより得たであろう賃金相当額の支払を求めたところ、本件命令は、初審結審時に既に組合を脱退している者については、同人らは組合による救済を求める意思を明らかにしていないのであり、他に格別の事情も認められないから、組合は同人らの不利益是正に関する被救済利益を失ったものと解して、同人らについて前記の賃金相当額の支払いを求める救済申立てを棄却したものである。これに対し、組合は、右の判断が不当であると主張している。

思うに、労働組合法二七条に定める労働委員会の救済命令制度は、労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的とし、これらの権利を侵害する使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止した同法七条の規定の実効性を担保するために設けられたものであるところ、同条が正当な組合行動をした故をもってする不利益取扱いを特に不当労働行為として禁止しているのは、右の不利益取扱いが、一面において、当該労働者個人の雇用関係上の権利ないしは利益を侵害するものであり、他面において、使用者が右の労働者に対し不利益な取扱いをすることにより、労働者らによる組合活動一般を抑圧ないしは制約する故なのであるから、これに対する救済は、不利益取扱いを受けた労働者の個人的被害を救済するという機能だけではなく、あわせて、総合活動一般に対する侵害の面をも考慮し、このよう侵害状態を除去、是正して法の所期する正常な集团的労使関係秩序を回復、確保するという機能をも有するものと解しなければならないのである。

それ故に、不利益取扱いにより労働者が受けた被害を救済することは、労働者の個人的被害の救済であると同時に組合活動一般に対する侵害の救済でもあるということができる。したがって、不利益取扱いにより労働者が受けた被害を救済することにつき、労働組合は労働者個人の利益とは離れた固有の利益を有するのであるから、不利益取扱いを受けた労働者の意思に基づかなくとも、当該労働者が受けた被害の救済を求める利益を有するものといわなければならない。

しかし、このことは、労働組合が不利益取扱いにより労働者が受けた被害の救済につき固有の利益を有するというにとどまり、直ちに具体的な救済方法として労働者個人に対して賃金相当額の金員の支払を命じることが相当であるということにはならない。当該労働者が労働組合を脱退した場合にその者が受けた不利益を除去することは、その者が労働組合による救済を受ける意思を有しているとしても、そのことだけでは、特段の事情がない限り、労働組合自体としてはその利益侵害の回復に寄与するところがあるということとはできないから、このような場合に脱退組合員に賃金相当分の金員の支払を命ずることは救済方法として適切を欠き許されないものというべきである。

本件においては右のような特段の事情が存在することについての主張、立証はないから、本件命令が脱退した組合員に賃金相当額の金員の支払を命じること認めなかったのは結論において相当である。

一〇 むすび

よって、昭和五七年（行ウ）第一六八号事件における会社の請求及び昭和五七年（行ウ）第一七〇号事件における組合の請求はいずれも理由がないから棄却し、訴訟費用（参加により生じたものを含む。）の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九四条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一九部

(別紙省略)